

綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 4月号 Vol. 1849

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679
URL: <http://www.jcwa-net.jp/>

主 な 内 容

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策／「ものづくり補助金」「持続化補助金」公募中／「中小企業成長促進法案」閣議決定／令和2年度予算案成立／綿スフ工連・綿工連・同交会理事会《中止》／機屋訪問／特許公開情報

新連載

● 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策

中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受けている事業者に対して支援策のパンフレットをHPに掲載している。このパンフレットには資金繰り支援をはじめ、設備投資や販路開拓、経営環境の整備に関する施策について省庁横断的な施策が掲載されており、雇用調整助成金特例措置の拡大、及びテレワークに関する情報も含まれている。

3月10日には関係事業者団体宛てに感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業者に対して配慮を求める文書を発出した。

○パンフレット(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○要請文書

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003-1.pdf>

また、経済産業省は、今般の新型コロナウイルスの発生により影響を受ける、またはそのおそれがある中小企業・小規模事業者を対象に金融関係の相談を受け付ける「中小企業金融相談窓口」を3月11日より開設した。

○中小企業金融相談窓口

開設時間: 平日・休日ともに、9時～17時

直通番号: 03-3501-1544

○日本政策金融公庫からのお知らせ

・現在日本政策金融公庫で行われている「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については4月以降も申込みを継続している。現時点で本特別貸付に係る申込みの締切

りは設けていない。

- ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については、十分な融資規模に対応できる予算が手当てされている。

◎新型コロナウイルス流行に伴う輸出入手続きの緩和等について

本誌3月号に掲載の、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる為、輸出入手続き等の特例措置など緩和要件について、経済産業省は、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめた。これには特例措置の延長等の変更点も含まれている。

変更箇所については、下記経産省URL内に下線で明記されている。本件詳細は本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等まで。また、申請手続きは可能な限り郵送・電子申請Jグランツ(3月号掲載)を活用して欲しいとしている。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200305002/20200305002.html>

◎技能実習生の在留諸申請取扱い

出入国在留管理庁は19日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、在留期間が満了するにもかかわらず帰国が難しいなどの事情を抱える外国人技能実習生らに対し、継続して日本に在留できる救済措置を講じると発表した。

航空便がないなどの理由で帰国が困難な実習生には30日間の在留許可を与える。更新も可能とする。これまで所属していた職場で同じ仕事をする場合に限り就労も認める。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「短期滞在(30日・就労不可)」又は「特定活動(30日・就労可)」への在留資格変更が可能です
- ※ 「特定活動」は、従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります
- ※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

③「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です
 - ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています
 - ※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です
- http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

④「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です
- http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html



◎雇用調整助成金の特例追加実施

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用調整助成金の特例を追加実施することとなった。これは休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用される。追加の特例措置は、① 新規学卒採用者など雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象となる。② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主については、(1) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、(2) 過去を受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能としている。(支給限度日数から過去を受給日数を差し引かない)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609091.pdf>

また、3月28日、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を今後行うと発表があった。下記の緊急対応期間は4月1日から6月30日まで。詳細については改めて公表される。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の 雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、 3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が 必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間 が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

◎セーフティネット保証5号対象業種に指定

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、セーフティネット保証5号の指定業種については、令和2年度第4四半期において2回にわたり業種見直しを行い、計356業種を追加し現在508業種を対象としている。今般、業種別の業況を踏まえ、令和2年度第1四半期（令和2年4月1日から6月30日）の対象業種に「綿・スフ織物業」を含む587業種を指定することとした。

セーフティネット保証5号の概要

1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

（参考；信用保険法第2条第5項第5号）

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例）2月の売上高実績＋3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 →

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】 2億8,000万円以内 +
【別枠保証限度額】 2億8,000万円以内

●「ものづくり補助金」「持続化補助金」公募中

3月10日、令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事業のうち、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)」、「小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)」の公募が開始された。なお、これらの補助金においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、採択審査における加点措置等が講じられる。

○「ものづくり補助金」公募要領、様式、参考情報

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>



※本事業については通年公募とし1次公募は終了。3月31日に2次公募が始まった。申請開始は4月20日(月)17時、締切は5月20日(水)17時。2次締切以降、8月(3次)、11月(4次)、2021年2月(5次)が予定されている。

※申請にあたっては、GビズIDプライムアカウントの取得が必要となる。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」がさらに使いやすくなりました

「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 1,000万円、補助率 1/2 (原則) で
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画(3~5年)を策定・実施する
中小企業※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額 +3%以上/年	要件②：給与支給総額 +1.5%以上/年	要件③：事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円
----------------------	-------------------------	-----------------------------

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は2~3倍程度の採択倍率です。
※新型コロナウイルス感染症の影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者については要件①~③に係る目標値の達成時期を1年増進します。
また、補助金事務局から事前に承認を受けた場合は、交付決定日前に発注した事業に要する経費も補助対象とします。

かつてない「使いやすさ」へ。



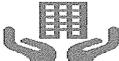
データ連携や海外展開等の高度な取組や事業計画策定を支援できるメニューを用意



最適なタイミングでの申請、十分な準備・事業期間の確保が可能に



あらゆる補助金の手続を一つのポータルサイトに集約(J-Grants)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者については優先的に支援

※詳細については、裏面(次ページ)を参照下さい。

令和元年度補正予算※及び令和2年度当初予算案で措置予定
※中小機構に措置



○「小規模事業者持続化補助金」公募要領

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

日本商工会議所 <http://r1.jizokukahojokin.info/>

※本事業については通年公募とし1次公募は終了。2次以降の予定は以下の通り。

2次締切：2020年 6月5日(金)[当日消印有効]

3次締切：2020年10月2日(金)[当日消印有効]

4次締切：2021年 2月5日(金)[当日消印有効]

※電子申請(Jグランツ)の準備ができるまでは郵送のみの申請となる。

販路開拓を目指す皆様へ

**ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい**

そんな小規模事業者の皆様ぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金
(小規模事業者持続的発展支援事業)
小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>
~50万円
※共同申請可(補助上限額×事業者数)、上限500万円(50万円×10者)

<補助率>
2/3

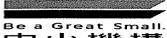
<補助対象>
店舗の改装、ホームページの作成・改良、
チラシ・カタログの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上
向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を
満たすこと等を加点要件とします。

※令和元年度補正予算において中小機構に措置

 経済産業省

 中小企業庁

 Be a Great Small.
中小機構

●「中小企業成長促進法案」閣議決定

3月10日、「中小企業の事業承継促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(中小企業成長促進法案)」が閣議決定され、現在開会中の通常国会に提出される予定。

○法案の趣旨

近年、高齢化により多くの中小企業経営者の引退期が迫る中、後継者候補が現経営者の経営者保証の存在を理由に承継を拒否するなど、経営者保証が事業承継の支障となる事態が生じている。中小企業が承継時に経営者保証なしの債務に借り換えるにあたり、経営者保証を不要とする信用保証制度を追加する。

この経営者保証の解除支援の他にも、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い成長できる環境を整備するために、みなし中小企業者特例、計画制度の整理、海外展開支援など必要な措置を講じる。



中小企業成長促進法案の概要 (中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案)		※一部を除き、公布から6月以内に施行予定
<p>中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。</p>		
<p>I. 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進 (経営承継円滑化法)</p> <p>A. 経営者保証解除スキームの新設</p> <p>① 経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度(経営承継借換関連保証)を追加(既存の保証限度枠とは別に、特例として2.8億円を保証)。</p> <p>② 他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継(第三者承継)を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(経営承継準備関連保証)を拡充。</p>	<p>II. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等 (経営強化法)</p> <p>A. 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化</p> <p>⑦ 「経営革新(新事業活動より経営の相当程度の向上を図る)の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研究開発等を明示。</p> <p>⑧ 定義の見直しに併せて、以下を経営革新計画に統合。 1) 異分野連携新事業分野開拓計画 2) 特定研究開発等計画(ものづくり高度化法の廃止)</p> <p>⑩ 経営革新計画等への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して直接融資(クロスボーダーローン)を実施できることとする。</p> <p>B. 経営力向上企業における事業承継の促進</p> <p>③ 第三者承継を行う者が、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(経営力向上関連保証)を拡充。</p>	<p>III. 地域経済を牽引する企業における成長促進等 (地域未来法)</p> <p>A. 地域経済牽引事業計画の支援策強化</p> <p>⑥ 事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者みなし、中小企業向け支援(法律上の特例)を継続。 中堅企業への成長環境の整備</p> <p>⑨ 支援措置が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画(地域資源法)を廃止。 中小企業目線での政策体系の整理</p> <p>⑪ 地域経済牽引事業計画への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して以下の支援を実施できることとする。 1) 現地金融機関からの借入れに対する債務の保証(スタンドバイ・クレジット) 2) 直接融資(クロスボーダーローン) 海外展開支援の強化</p> <p>B. 地域経済牽引事業における事業承継促進</p> <p>④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&A資金等を調達できるよう、保証制度(地域経済牽引事業関連保証)を拡充。</p>
<p>IV. 事業承継等支援体制の整備(産業競争力強化法)</p> <p>⑤ 認定支援機関(商工会議所等)の業務に以下を追加。 1) 親族内承継支援 2) 経営者等個人の保証債務整理支援</p>	<p>その他措置事項 [中小機構法]</p> <p>○ 中小機構の業務に以下を追加。 ・①、②、③、④に関して経営者保証を伴わない融資を行うとする金融機関に対する協力業務 ・承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務</p> <p>・⑤の業務 経営者保証解除スキームの拡充、事業承継の促進</p>	

●令和2年度(2020年度)予算成立

令和元年12月20日に閣議決定された令和2年度予算案が第201回国会において3月27日に成立した。一般会計総額は102兆6580億円。経済産業省関係の令和2年度当初予算は全体で合計12,719億円。これに加えて、臨時・特別の措置として、消費税率引上げに伴う対策2,753億円、防災・減災、国土強靱化対策340億円。

令和元年度補正予算案は1月20日に政府案通り成立している。

●綿スフ工連・綿工連・同交会理事会《中止》

日本綿スフ織物工業組合連合会・日本綿スフ織物工業連合会・(一財)日本綿スフ機業同交会は3月30日(月)に大阪市で予定していた予算関連理事会を新型コロナウイルス感染拡大により中止とした。

●機屋訪問(1)

工連には2020年1月現在19産地の会員組合、約600の機業が所属し、綿スフ織物のみならず様々な素材で服地やインテリア、産業資材と医療用資材等を製織しています。今月から毎月1社工連の機業を社長のインタビューとともに紹介します。

第1回は尾北産地の丸松織布株式会社。尾北組合の理事長であり、2018年に綿工連会長に就任した代表取締役社長の平松誠治氏に2月初旬に話を聞きました。



丸松織布株式会社(尾北産地)

〒491-0811 愛知県一宮市千秋町加納馬場 760

TEL: 0586-76-1351(代)

Email: hiramatsu@marumatsu-shokufu.co.jp

創業昭和3年、創立昭和23年

代表取締役社長 平松誠治(三代目)

社員: 65人

設備: 津田駒AJ織機 113台・TTJサイザー 1台
TTJワーパー2台・その他一式

生産素材: 綿・スフ・TC・TRほか

生產品目: 布粘着テープ、医療用生地、ポケット・芯地生地、服地用生地ほか

特長: サイジング・整経の準備工程から織布まで一貫生産体制を敷く開発提案型メーカー。2008年時点で8億円だった売上高が2015年に21億円に達し現在に至る。

HP: <http://marumatsu-shokufu.co.jp/>

ー御社の歴史は。

昭和3年に祖父の宗秋が創業する。昭和27年に祖父が病に倒れ、父敏夫が大学を中退し経営を引き継ぐ。昭和30年代は紡績の賃織り工場として先染めのドビーを生産。

昭和50年以降、スレーキ・ポケット・芯地の手張りに移行。

平成元年に平松誠治が興和株式会社を退社して丸松織布へ入社。

平成10年以降、布粘着テープやメディカル用生地業界へ新規参入する。

平成15年に代表取締役社長に就任。

平成20年以降、新型サイザー・ワーパー・津田駒AJ織機9200を順次導入。



ー経営を引き継いだときの状況は。

平成元年、30歳の時にバンテリンで有名な興和株式会社の繊維事業部を退社し戻りました。当時弊社生産の8割を占めていたポケット・スレーキ生地は中国からの輸入が始まり、親は縮小や転廃業も考えながら私を呼んだのだと思います。取り敢えず織機を埋めるため遮二無二、名古屋・東京・大阪のお客さんを訪問して仕事を頂きましたが、当然のごとく償却後の赤字が5年も続きました。毎日朝8時半から夜9時まで現場と事務所を走り回り、トラックで配達の間際に営業していました。当然、夜の街とも全くご縁はありませんでした。

ー転機となったのは。

平成8年、中野織布(大阪南部産地)が倒産し、同社で6年しか使っていない津田駒のAJ織機21台を格安で入手でき、弊社のシャトル織機はすべて無くして、品質と生産性が上がった。

平成9年、大型スーパーのヤオハンが倒産し、そのショッピングモールを建設し貸していた某紡績会社も倒産し、同社で生産されていたメディカル用生地の引き合いがまわってきた。平成11年、資材用の継続商品を是非ともチャレンジしたいと思い、従来の得意先と相談した上でガムテープメーカーへ飛び込み営業をして取引口座を作ってもらえた。

平成17年、亡くなった妻に病気が見つかり、家事すべてと病院とで仕事時間が短くなり、出張も数年出来なくなったことにより、お客様との取り組み方を深く意識するようになった。

ー現況は。

ここ10年、毎年のようにサイザー、ワーパー、AJ織機の設備投資を行い、高品質でお客様の信頼を得て売り上げ・利益ともに順調に推移しました。

ただ昨年の夏から日韓問題と今回の新型コロナウイルス問題で中国や韓国からの訪日客が激減し、メディカル用貼り薬が販売不振となり、12年前のリーマンショック並みの厳しさです。ほかにも様々な業界向けに素材・部品として生地を供給しており、今後は更に厳しくなりそうです。今年1月からリーマン以来となる雇用調整助成金を申請して生産調整をしている状況です。

ー今後10年のビジョンは。

- ・工業資材・産業資材向けをさらに深掘りしてお客様と強いパートナーシップを築き、開発から連携できる取引先を増やしたい。
- ・社員全員が法定有給休暇20日を取得でき、満足できる給与・賞与・退職金制度に少しずつ変えていきたい。
- ・20代30代の元気な若手男性社員が増えてきたので、自分の後継者を早く決め、夜遊びとゴルフ、旅行を楽しみたい。
- ・余生のパートナーを見つける。

ー座右の銘、社訓は。

なせば成る

事業は人なり、人の和・誠意を尊ぶべし

ープライベートを少し。趣味、休日の過ごし方は。

毎週末のゴルフ、毎晩のお酒、孫と遊ぶ、スポーツ観戦、マッサージ

ー後進に伝えたいこと。

繊維業界は大変なことも多いが、他の業界と違って売り先も仕入れ先もみな対等で自由に好きなことが出来る素晴らしい業界です。自社の強みを認識し存在価値を認めもらえる相手と仕事をすれば絶対に幸せになれますよ。

工賃でも手張りでも製品でもすべて当事者意識を持ち、受け身の仕事にならないでくださいね。

●特許公開情報

2020年3月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00



[特許公開情報]

(2020年3月公開分)

< 3月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-033654	ジェネラス(株) (株)ヤギ	優れた制電性と意匠性を有する織物
2	特開 2020-033662	米阪パイル織物(株)	パイル織物およびパイル織物の製造方法
3	特開 2020-033668	日本エステル(株)	潜在捲縮濃染性ポリエステル繊維、捲縮濃染性ポリエステル繊維、織編物、潜在捲縮濃染性ポリエステル繊維の製造方法、および捲縮濃染性ポリエステル繊維の製造方法
4	特開 2020-033677	(株)ブリヂストン	ホース用帯状布帛及びこれを用いたホース
5	特開 2020-033681	東レ(株)	吸湿性に優れた海島型複合繊維、繊維構造体およびポリエステル組成物
6	特開 2020-036880	アディダス アーゲー	環状織スポーツ物品
7	特開 2020-036905	旭化成(株)	ステントグラフト
8	特開 2020-037303	Joyson Safety Systems Japan (株)	乗員拘束ベルト用ウエビング、シートベルト、及びシートベルト装置
9	特開 2020-037388	ザ・ボーイング・カンパニー (米)	多目的塵軽減システム
10	特開 2020-039751	横田タオル(株)	ガーゼ織物カバー
11	特開 2020-041228	(株)クラレ	ポリエステル系複合繊維
12	特開 2020-041235	東洋紡(株)	足袋用織物及びこれを用いた足袋
13	特開 2020-041245	日本フェルト(株)	製紙用フェルト
14	特開 2020-042953	トヨタ紡織(株)	発光用織物及びその製造方法並びに発光性装飾物
15	特開 2020-044527	東芝ライテック(株)	光触媒フィルタ、および光触媒装置
16	特開 2020-045400	住友化学(株)	複合素材
17	特開 2020-045581	日清紡テキスタイル(株)	織地の製造方法および生機
18	特開 2020-045590	帝人(株)	メタ型全芳香族ポリアミド繊維を含む難燃性布帛
19	特開 2020-045592	ユニチカ(株)	難燃性マルチフィラメント糸
20	特開 2020-045600	住江織物(株)	芯鞘型導電糸からの導通方法

3月の行事

- 3月12～13日……第8回綿織物産地素材展 《中止》
3月30日……綿スフ工連・綿工連・同交会理事会 《中止》

4月以降の行事

- 4月8日……第133回通商問題委員会開催 《書面委員会》
4月24日……綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京・綿工連会館)
5月13～14日……JFW-Premium Textile Japan 2021S/S(東京国際フォーラム)
5月28日……綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。